

## 労働者派遣法に基づくマージン率の公開（2019年度実績）

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

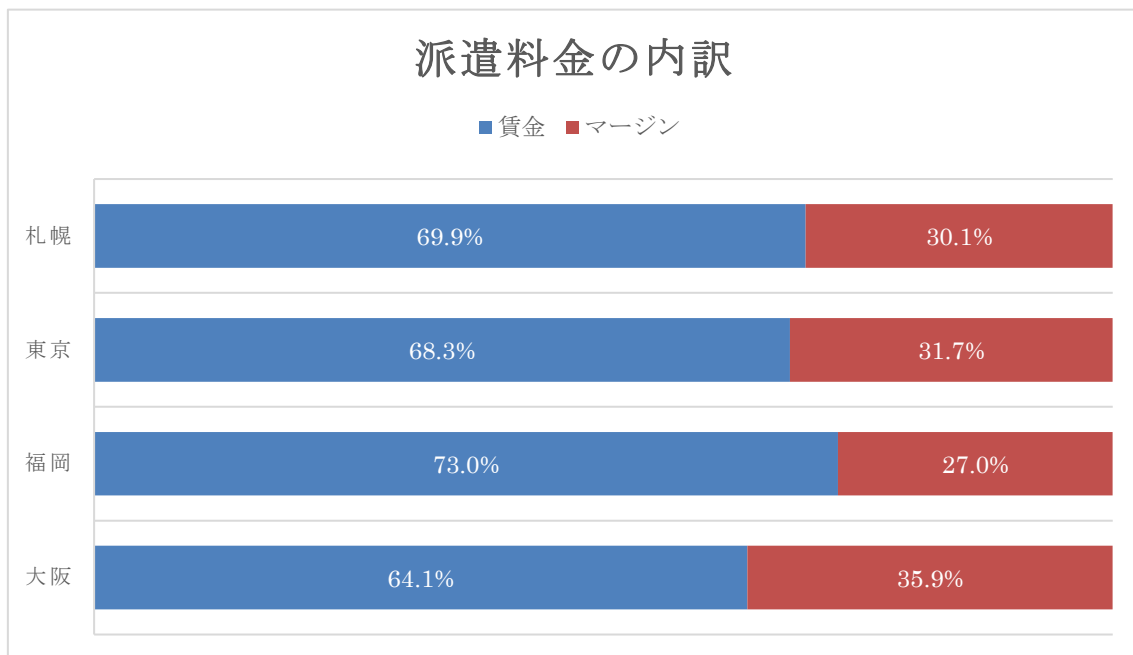
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※ 当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

### 1、労働者派遣の実績及び派遣料金におけるマージン率等

GSI 札幌	〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目1-2
GSI 東京	〒163-1305 東京都新宿区西新宿6丁目5-1
GSI 福岡	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目21-28
GSI 大阪	〒541-0047 大阪府中央区淡路町3丁目6-3



マージンとして取得しているものから、雇用保険・健康保険・厚生年金等の社会保険料、有給休暇の利用分、交通費、会社運営費を引いたものが営業利益とされます。

## 2、教育訓練に関する事項

- ・ システム開発言語習得研修
  - ・ 情報セキュリティ研修
  - ・ ビジネスマナー研修
- など

## 3、その他参考と認められる事項

関東 IT ソフトウェア健康保険組合に付随する共済会の各種助成、あっせん販売等のサービス、リロクラブへの加入、当社が定める資格取得時の奨励金支給等を受けられます。